

委 託 設 計 書						委託方法	請負	
所属部課名		街づくり部 みどりと花の課		設計年月日		令和 8年 4月 日		
部長	審議監	課長	補佐	補佐	担当	担当	担当	設計者
委託名称		市民ボランティア花壇かん水業務委託						
委託場所		松戸市内一円						
年度科目		令和 8年度	委託期間		自 契約締結日翌日 至 令和 8年 9月 30日			
委託価格		一金 円(単価合計)			設計内容審査済			



第 1 表

## 普通作業員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	1.0			R02
経費		%				
**1日当たり**						

第 2 表

## トラック及び給水資材

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通トラック損料	2t	h	6.0			M01
軽油		L	23.4			T01
給水資材		日	1.0			水タンク、ポンプ等
経費		%				
**1日当たり**						

第 3 表

## 交通誘導員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員B		人	1.0			R08
経費		%				T01
**1日当たり**						

# 市民ボランティア花壇かん水業務委託仕様書

本委託は、設計書、契約書及び本仕様書によるものとする。

## 第1章 本委託業務の目的

### <第1条>

本委託業務は、花のある身近なまちづくりを推進するため、市民協働型で公共施設等の緑化推進を図り、花いっぱいの街づくりを支援することを目的に実施する。

## 第2章 作業場所

### <第2条>

作業場所は、市内一円の街路樹マスや広場等、監督職員の指示する場所とする。(別紙位置図参照)

## 第3章 作業内容

### <第3条>

公共用地等での市民参加の花いっぱい推進運動による花壇活動を支援するため、夏場のかん水作業を行う。なお、花壇 1 m<sup>2</sup>あたり 10 リットルのかん水を地表に行うこととする。

### <第4条>

本委託業務にて使用する水については、松戸市金ヶ作育苗圃の井戸で給水すること。それ以外の場所から給水する場合、市担当者と協議すること。

### <第5条>

本委託業務における運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

### <第6条>

その他の作業を行う場合は、市担当者と協議すること。

## 第4章 その他

### 第1節 作業班の構成

#### <第7条>

花壇かん水を行う作業班構成は、普通作業員 2 人、トラック(給水資材含む)1台を基本とし、必要に応じて交通誘導員 1 人を配置すること。その他の作業を行う場合は、市担当者と協議すること。ただし市が必要と認めた場合は作業班の構成を変更することがある。

### 第2節 作業時間

#### <第8条>

作業時間は当日の作業に要する時間に加え、作業の準備に要する時間、作業の後片付けに要する時間を含めた時間とし、昼休み 1 時間を除いた計8時間とする。

#### <第9条>

作業の開始時間と終了時間は、原則として午前8時から午後5時とするが、市が認めた場合は変更することができる。

### 第3節 予定作業日数

#### <第10条>

花壇かん水については年間22日を予定作業日数とする。また、基本的に同一作業力所の作業曜日を固定し、作業力所毎に週に1度のかん水業務が行えるよう配慮すること。

### 第4節 安全対策

#### <第11条>

受託者は関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。近年、夏季が猛暑となることが多いことを鑑み、熱中症対策については特に留意すること。また、第三者に業務による損害を与えないよう十分な対策を講じること。

#### <第12条>

作業に従事する者は、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。

#### <第13条>

作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、受託者の責任において所要の措置を講じるとともに、事故の状況等を遅滞なく市担当者に報告すること。

### 第5節 作業報告

#### <第14条>

作業を実施する日は、必ず朝9時までに市担当課まで連絡し、当日の作業内容について報告し、必要に応じ指示を受けること。その後、現場の状況などにより、作業場所、作業内容、作業班の構成等に変更が生じる場合は、その都度市担当者に報告すること。また、作業終了時には、その日の作業状況について報告すること。

#### <第15条>

報告書の作成に当たっては、作業日毎に、作業日報及び当日の代表的な作業の作業前・中・後の写真帳を作成し、各月末に提出すること。

#### <第16条>

作業日報には以下のことを明記すること。

- ・委託名称
- ・作業日
- ・作業時間
- ・天気
- ・作業班構成(作業員名含む)
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・市連絡担当者名

#### <第17条>

受託者は各月末までに翌月に行う作業の予定を市担当者に報告し、市担当者の承認を受けること。

### 第6節 記録写真

#### <第18条>

作業を行う際には、作業場所毎(同一作業場所で複数の内容の作業を行う場合はそれらの作業内容毎)に、同一の構図で作業前・中・後の写真を撮影すること。

#### <第19条>

写真の撮影に際しては、以下に示す項目を黒板等に明記し、被写体とともに写し込むこと。

- ・委託名称
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・撮影日、撮影時間
- ・作業進捗状況(作業前・中・後の種別)

また、撮影に際しては、各作業日毎に下記項目が写真によって確認できるよう留意すること。

- ・作業人員の配置状況
- ・作業中に使用した機材の使用状況
- ・ヘルメットや安全帯の着用等の安全対策
- ・交通誘導員を配置した場合、その配置状況

#### <第20条>

撮影した写真は電子媒体または紙媒体で当該委託の翌年度末まで整備・保管しておくこと。

### 第7節 休日の作業

#### <第21条>

原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は作業を実施しないものとする。ただし市が必要と認めた場合はこの限りではない。

### 第8節 関係法規の遵守

#### <第22条>

受託者は業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

### 第9節 疑義の解決

#### <第23条>

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合は発注者と協議をすること。

### 第10節 地元住民の対応

#### <第24条>

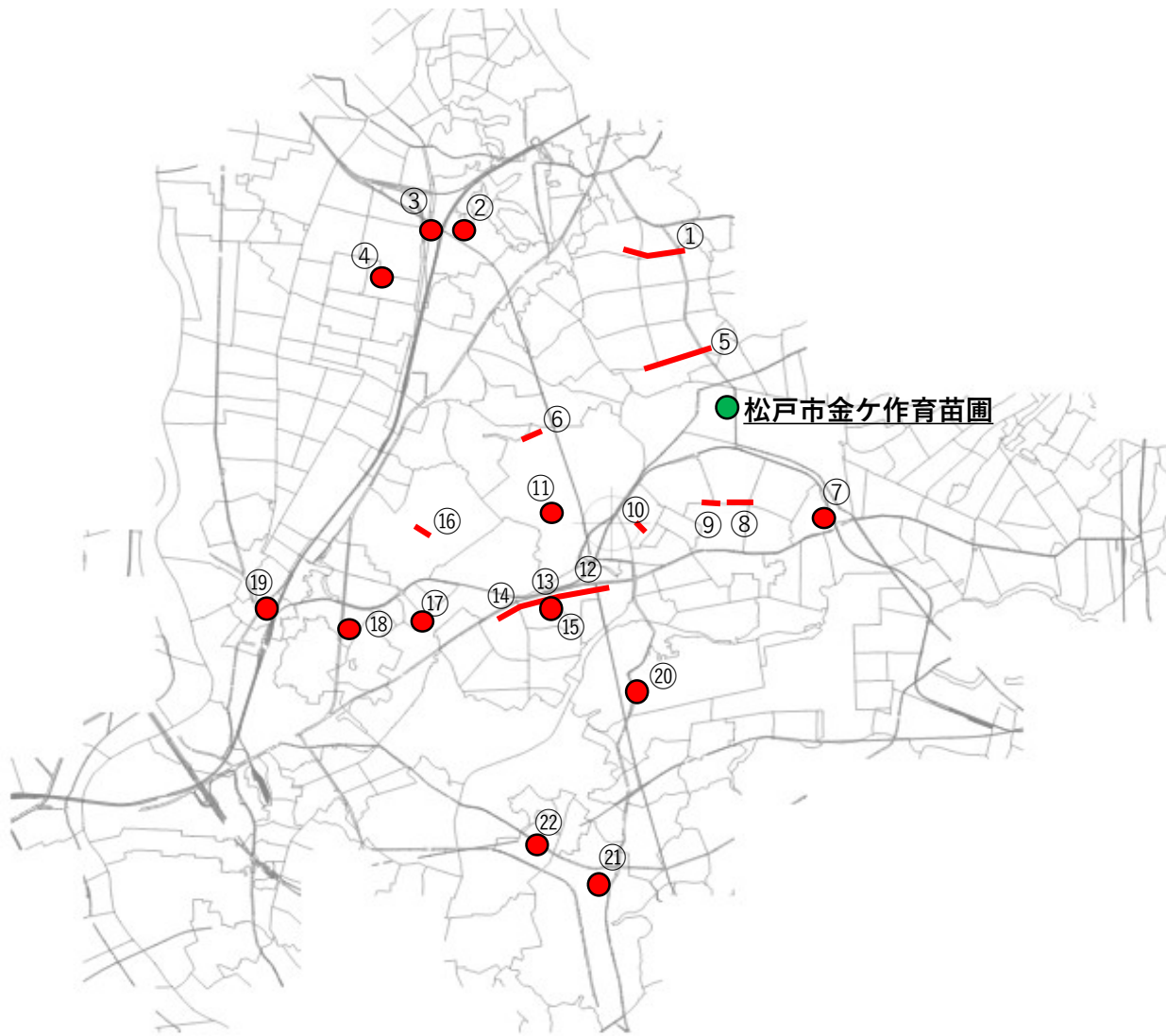
受託者は、業務に関し、地元住民等から要望などがあつたとき、または交渉を要するときには、遅滞なく市担当者に報告し、指示を受けること。

### 第11節 本仕様書に記載のない事項

#### <第25条>

本仕様書に定めのない事項は市担当者の指示によるものとする。

市民ボランティア花壇灌水業務委託 位置図



市民ボランティア花壇かん水業務委託 年間作業計画表

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数	備考
かん水													22	花壇・街路樹マス等